

# 【政治分野 第1章 現代国家と民主政治】

## 1. 民主政治と成立

### 【私たちと政治】

- \_\_\_\_\_ …… 社会の構成員の利害関係を調整し、対立・紛争を解決する働き  
つまり国や地方公共団体の政治だけが政治ではない  
例えれば…
- \_\_\_\_\_ …… 共通の利益の実現を図るために行使する強制力  
例えば…

### 【政治と国家】

- \_\_\_\_\_ …… 一定の領域をもち、そのもとにある国民や全ての団体を  
\_\_\_\_\_ と呼ばれる強大な政治権力で統制する。
  - 国民が守るべきルール (\_\_\_\_\_) を定める
  - 他国との関係を処理する (\_\_\_\_\_)
  - 社会の秩序を維持する (\_\_\_\_\_)
  - これらの活動に必要な経費 (\_\_\_\_\_) を徴収する

### 【民主政治の誕生】

- 近代初頭のヨーロッパ……  
\_\_\_\_\_ …… 国王の権力は神から与えられた、とされていた。
- ↑  
市民階級 (\_\_\_\_\_) …… 商工業の発展とともに勢力を強める  
\_\_\_\_\_ …… 彼らが絶対王政を倒して権力を握る

※まだ市民革命直後は「民主政治」ではない  
君主政（王政・帝政）を倒しただけなので、共和政になっただけ。

### 民主政治の基本原理

- ①. \_\_\_\_\_ の尊重  
…… 政治の目的は「国民の基本的人権を守る」こと
- ②. \_\_\_\_\_  
…… 国のあり方を最終的に決定する権力 (\_\_\_\_\_) は国民にある  
(君主政治の場合は主権は王・皇帝・天皇にあった)
- ③. \_\_\_\_\_  
…… 政治権力を \_\_\_\_\_ · \_\_\_\_\_ · \_\_\_\_\_ に分けて  
それら相互の抑制と均衡をはかり、権力の濫用を防止する  
もしそうなっていないと、どうなる？

## 2. 民主政治の基本原理

### 【基本的人権の確立】

イギリスの思想家 \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_  
人は生まれながら、生命・自由・財産を維持する権利（\_\_\_\_\_）を持つ  
この権利を守るために、人々は互いに契約を結んで国家・政府を作る  
 $\Downarrow$   
しかし政府が契約に違反して人権を侵害する場合は、  
人々は政府に抵抗し、別な政府を建てる権利（\_\_\_\_\_）を持つ

### 【自由権から社会権へ】

17・18世紀の市民革命の際に主張されたのは \_\_\_\_\_ ・平等権など  
=政府に対して「引っ込んでろ、手出しするな」という権利  
→当時の理想国家…… \_\_\_\_\_  
治安維持など最低限の仕事しかしない政府（小さな政府）

しかし、19世紀末から資本主義経済の発展とともに貧困・失業

$\Downarrow$   
\_\_\_\_\_ が主張される  
=政府に対して「弱者を救済しろ」と要求する  
→理想国家…… \_\_\_\_\_  
社会保障政策などを積極的に行う政府（大きな政府）

最初に社会権を盛り込んだ憲法……1919年 \_\_\_\_\_ (ドイツ)

### 【法の支配】

イギリス……1215 \_\_\_\_\_ に始まる。

※「法の支配」と「法治主義」の違い

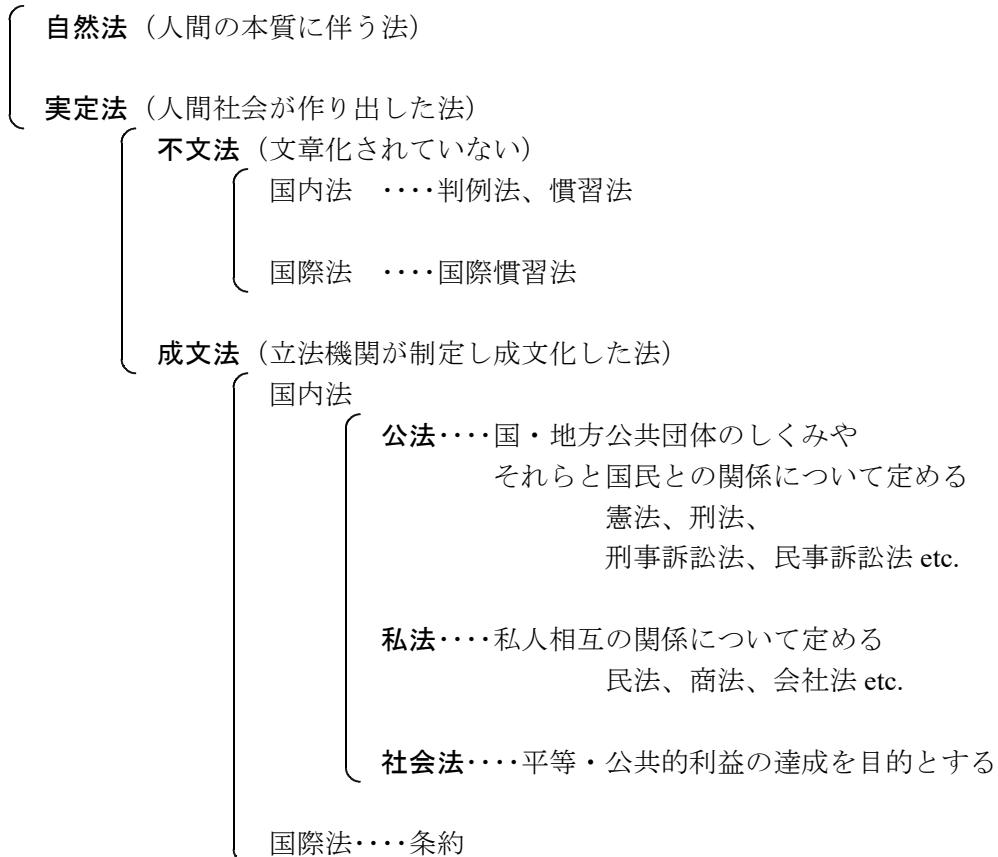
- \_\_\_\_\_ ……支配者が法を使って国民を支配する（法の内容に関係ない）  
しかし「人の支配」でしかない場合もある。
- \_\_\_\_\_ ……その法の内容が、「良い」ものであり、  
なおかつ支配者・権力者をも拘束する

法の一般性……法は誰に対しても平等に適用されなければならない。  
法の明確性……法の内容が不明確であってはならない。

エドワード・コーク(1552-1634)……イギリス絶対王政期の裁判官  
マグナ・カルタの頃のブラクトン(1216-68)の言葉  
「王も、神と法の下には立たなくてはならない」  
を引用して法の支配を説いた。

※\_\_\_\_\_ ……憲法に基づいて政治を行う、という考え方。  
(憲法が行政府を拘束する)

※法の分類



### 3. 民主政治のしくみと課題

#### 【国民主権】

アメリカ合衆国第16代大統領リンカーンの言葉（ゲティスバーグ演説、1863年）

「人民の人民による人民のための政府」

government of the people, by the people, and for the people,

民主政治の実現には、国民の\_\_\_\_\_の保障が必要

市民革命後も長い間、財産制限選挙制が続いていた

1830年代後半～ チャーティスト運動

1832年の第1回選挙法改正でも参政権を得られなかつた労働者が  
参政権獲得などを訴えた政治運動

↓

20世紀に入り \_\_\_\_\_へと移行（年齢制限のみ）

しかしこれも当初は男性のみだった

女性参政権は第一次世界大戦後から →なぜ？

#### 【議会制民主主義】

民主主義……国民主権を実現するための方法

直接民主制……古代ギリシアのポリス、スイスの州民集会

間接民主制……選挙で選ばれた議員による議会が中心=\_\_\_\_\_

#### 【多数者の支配と少数者の権利】

民主政治……\_\_\_\_\_の原理 ⇔ 多数者の意見が正しいとは限らない

※衆愚政治……「バカが多数を占める社会」における民主政治の墮落

→それも自業自得と言えばそれまでだが…

よって \_\_\_\_\_の意見も尊重されなくてはならない

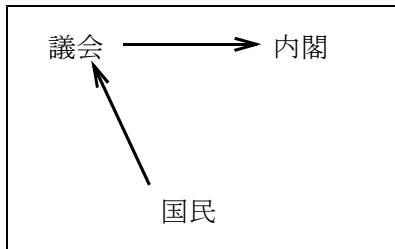
#### 【権力分立】

18世紀フランスの啓蒙思想家\_\_\_\_\_ …… \_\_\_\_\_を説く

独裁防止のため、立法・行政・司法の三権相互の \_\_\_\_\_ と \_\_\_\_\_ を図る

## 4. 世界のおもな政治制度

### 【  】 ……イギリスで確立



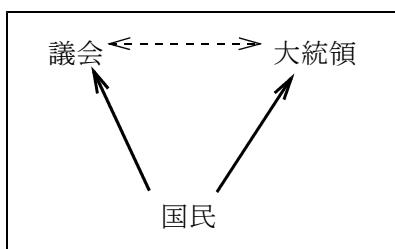
議会…… \_\_\_\_\_ を決議できる。

内閣……議会を \_\_\_\_\_ できる。

- ・国民が選べるのは議会の議員だけ。  
行政政府の長官（首相）を直接選ぶことはできない。
- ・政権を担当する政党 = **与党** vs **野党** = 政権に参加していない政党  
↓  
・イギリスでは**二大政党制**……野党が「影の内閣」(\_\_\_\_\_)を組織し政権交代に備えている

例). 日本、カナダ、スペイン、オランダ etc. これらの国の共通点は？

### 【  】 ……アメリカで確立



大統領

議会に \_\_\_\_\_ を送って政策を示すのみ  
(法律案を議会に提出できない)  
議会の議決した法案に対し \_\_\_\_\_ がある。

最高裁……法律に対し \_\_\_\_\_ がある

- ・国民は議会（立法府）の議員と、行政政府の長官（大統領）の双方を選べる  
→議会も大統領も、ともに国民から選ばれた、という点で対等

※アメリカ以外の国は、たいてい大統領と首相の両方いる。なぜか？

- 大統領の権限が強い国……フランス、韓国
- 首相の権限が強い国 (=大統領が象徴のような地位でしかない)  
ドイツ、イタリア etc. …… 基本的に議院内閣制と同じ

## 【社会主义国の政治制度】

社会主义革命によって誕生した国における一党独裁制=権力集中制

※なぜ一党独裁が正当化されるのか？

資本主義経済体制（経済活動は基本的に自由）の弊害に対して  
労働者階級が団結して社会主义革命を成功させて建国した。

↓

労働者階級をまとめあげ、革命を指導した共産党（別の名称のこともある）が  
「計画経済」政策を実施するために一党独裁をとる。

初の社会主义国家……ロシア帝国を倒した「ソヴィエト社会主义共和国連邦」  
アジアでは、第2次大戦後中華民国を倒した「中華人民共和国」  
他に、ベトナム、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）etc.

ヨーロッパでも第2次世界大戦後、東ヨーロッパに多数の社会主义国が成立  
しかし1989年に相次いで、社会主义体制が崩壊し、自由化  
1991年には、ソヴィエト連邦も崩壊

現在、社会主义の一党独裁をとっているのは、中国、北朝鮮、ベトナムなど  
このうち中国とベトナムは、経済は自由化したが一党独裁継続  
→これはおかしい

・中華人民共和国の政治制度

国家主席……最高指導者（国家元首、大統領に相当する）  
中国共産党総書記（党の最高指導者）が兼務する

國務院……行政府（内閣）  
首相=國務院総理は、中国共産党のナンバー2が就任する

全国人民代表大会（全人代）……立法府  
基本的に共産党によって指名された候補者への信任投票で選出  
全人代常務委員長（国会議長）は、共産党のナンバー3が就任する

最高人民法院……最高裁判所

※イラン

1979年のイラン革命で王政が倒され「イラン・イスラム共和国」となった。  
大統領よりも上に、イスラム教シーア派の最高指導者がいる